

○国立大学法人東京科学大学契約審査委員会内規

令和6年10月1日  
会計事務総括責任者制定

(目的)

第1条 この内規は、国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程（令和6年規程第79号。以下「契約規程」という。）第3条第2項の定めるところにより、契約審査委員会（以下「委員会」という。）の職務、構成その他必要な事項を定め、契約に関する重要事項を審査し、契約の適正な履行と適正な予算の執行を図ることを目的とする。

(審査事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について審査する。

- 一 契約規程第21条第2項の規定により意見を求められた事項
- 二 その他契約に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の委員は、前条各号に定める事案ごとに次に掲げる者をもって構成する。

- 一 会計事務総括責任者
- 二 財務部の会計責任者
- 三 施設部の会計責任者
- 四 病院事務部の会計責任者
- 五 その他委員長が指名する者

(開催)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、委員会を主宰する。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員会の事務は、当該契約事務を所掌する部課の協力を得て、財務部契約課が行う。

(雑則)

第5条 この内規について、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和6年10月1日から施行する。

2 国立大学法人東京工業大学契約審査委員会要項（平成 16 年 4 月 1 日学長裁定）は、廃止する。